

令和6年3月28日

関係各位

土浦日本大学高等学校
第1桜心館館長 福原 祐介
第2桜心館館長 星野 恵美子

桜心館生 自転車乗車時におけるヘルメット着用をお願い

【自転車乗車時におけるヘルメット着用について】

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車乗車時におけるヘルメット着用が努力義務化されました。本校におきましても、生徒を安全に登下校させることを第一と考え、ヘルメットの着用及び自転車の交通ルールの周知徹底を図り、交通安全教育の積極的な指導を実施しています。また、令和6年度より新1年生はヘルメット着用を義務化します。ご家庭におかれましても、自転車の安全な利用方法について話し合う機会を持ち、大切なお子様の命を守るために、自転車乗車時におけるヘルメット着用へのご理解を切にお願いいたします。2・3年生についても、安全確保のためヘルメット着用を推奨します。

【注意事項】

- ◎自転車路側帯のある道路を走る場合、車道と同じ左側を通行する
- ◎登下校時の歩行中や自転車を運転中にスマートフォンを操作することやヘッドホンで音楽を聴くことの禁止
- ※道路交通法で禁止されており事故に遭う危険が増す上、後方から近づく人・自転車・バイクに払う注意が散漫になり、性的被害等にも合う危険があります。
- ◎スピードの出し過ぎと2人乗りの禁止
- ◎傘差し運転の禁止 ※雨天の日は、合羽を着用する
- ◎無灯火運転の禁止 ※オートライト機能付き自転車利用を推奨
- ◎整備不良での運転禁止 ※ブレーキ・タイヤ・ベル等の定期点検実施
- ◎2重ロックの徹底